

平成19年1月26日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
ファースト住建株式会社
代表取締役社長 中 島 雄 司

第8回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第8回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第8期（平成17年11月1日から平成18年10月31日まで）事業報告の内容および計算書類報告の件
本件は、上記の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第8期剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、配当金は1株につき10円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。変更の概要は、次のとおりであります。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が、平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、以下の理由により、定款を変更いたしました。

- ① 取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の規定、株券を発行する旨の規定、株主名簿管理人を置く旨の規定の各規定について、新設または所要の変更を行いました。

- ② 単元未満株式の行使できる権利を明確に定める規定を新設いたしました。
 - ③ インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様にご利用したものとなされることから、情報開示の充実に資するよう規定を新設いたしました。
 - ④ 取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録による決議を可能とするよう規定を新設いたしました。
 - ⑤ 監査役および社外監査役が、職務の遂行にあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、監査役の責任免除および社外監査役との責任限定契約の締結を可能とする規定を新設いたしました。
 - ⑥ 機動的な剰余金の配当を可能とするため、取締役会において剰余金の配当等を決議する旨の規定を新設いたしました。
 - ⑦ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行いました。
- (2) 効率的な公告方法として電子公告を採用するため、所要の変更を行いました。
 - (3) 取締役の経営責任を明確化するため、その任期を2年から1年に変更いたしました。
 - (4) 取締役会および監査役会に関する事項は、取締役会規程または監査役会規程に基づく旨を明確に定める規定を新設いたしました。
 - (5) 上記の各変更に伴う条数の変更を行いました。

第3号議案

取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、中島雄司、森脇利典、牛島慎吾および松下弘和の4氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決され、退任取締役 伊丹千穂子氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議に一任することに決定いたしました。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役の報酬額を年額1億5千万円以内、監査役の報酬額を年額2千5百万円以内に改定することに決定いたしました。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

以 上

期末配当金のお支払いについて

第8期期末配当金（1株につき10円）は、同封の「郵便振替支払通知書」によりお支払いいたしますので、最寄りの郵便局で取扱期間内（平成19年1月29日から平成19年2月28日まで）にお受取りください。

また、銀行口座振込みをご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

以 上